

岩手県指令県南広土第51-37号
平成28年 8月 8日

〒023-0828
岩手県奥州市
水沢区東大通り3-7-15

(株) オイラー

山崎 一郎 様

岩手県知事 達増拓也



一般 建設業の許可について (通知)

平成28年 7月26日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許可番号	岩手県知事 許可(般-28) 第 60137号
許可の有効期間	平成28年 9月 1日から平成33年 8月 31日まで
建設業の種類	
電気工事業 消防施設工事業	管工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成33年 8月 1日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)